

「さが子育てエール便」ギフト商品提案募集要領

佐賀県は、赤ちゃんが生まれた全ての世帯に、佐賀の子育てのしやすさや充実した子育て支援施策を知ってもらい、佐賀での子育て満足度の向上につなげることを目的に、「子育てし大県“さが”」の情報冊子や佐賀らしいギフト商品を詰め込んだ「さが子育てエール便」事業を実施します。

事業の実施にあたり、「佐賀らしいギフト商品」の提案を募り、優れた提案を決定するための選定会を実施することとし、本要領により選定会の参加者を募集します。

1 募集内容

- | | |
|-----------|--|
| (1) 募集事項 | 「さが子育てエール便」ギフト商品 |
| (2) 業務内容 | 別紙1 条件書のとおり |
| (3) 履行期間 | 契約締結の日から令和6年3月 29 日まで |
| (4) 提案上限額 | 1商品一式(ギフトボックス、梱包・配送料を含む)あたり
金2,200円(消費税及び地方消費税を含む)以下であること |

2 応募資格

「さが子育てエール便」ギフト商品の提案は、単独により行うものとし、選定会に参加を希望する者は、次に掲げる要件の全てを満たす者であることを要する。

(1) 県内企業(県内に本店を有する。又は県内に支店を有し県内支店等に勤務する従業員比率が50%以上又は県内支店等に勤務する従業員が50人以上。又は誘致企業。)であること。

(2) 物品の製造、修理、購入又は賃貸借に関する競争入札に参加することのできる者の資格及び資格審査に関する規程(昭和41年佐賀県告示第129号)に基づく入札参加資格を有する者であること。

(3) 緊急の打合せが必要な時に、迅速に対応できること。

(4) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者でないこと。

(5) 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(6) 公募開始の日の6か月前から契約の日までの間、金融機関等において手形又は小切手が不渡りとなった者でないこと。

(7) 佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受けている者又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者でないこと。

3 募集方法

県ホームページに選定会を実施する旨の案内を掲載する。

4 選定会の実施方法

- (1)「さが子育てエール便」ギフト商品提案書等の資料により、プレゼンテーションを行う。
- (2)選定委員は、別表1の「評価基準」に従い各提案の審査を行う。選定会において、各選定委員の得点を合計し、合計点の高いものから数点を優秀提案とする。
- (3)提案書の内容に未記入箇所がある場合及び添付資料等の不備により記載内容が確認できない場合は、該当する評価項目は0点とする。
- (4)評価基準には、提案内容の水準を確保するため、最低基準点を定める。優秀提案の合計点が、評点総計の6割に満たない場合は、再度公募を行うこととする。
- (5)審査結果はすべての提案者に通知し、県のホームページで契約の相手方、評価項目等を公開する。

5 実施スケジュール

- | | |
|---------------------|---------------------|
| (1)県ホームページでの公募開始 | 令和5年3月7日(火曜日) |
| (2)質問の受付期限 | 令和5年3月14日(火曜日)正午 |
| (3)選定会参加資格確認申請書提出期限 | 令和5年3月14日(火曜日)正午 |
| (4)提案書等提出期限 | 令和5年3月20日(火曜日)正午 |
| (5)選定会 | 令和5年3月22日(水曜日)午前中 |
| (6)商品決定 | ～令和5年3月31日(金曜日)(予定) |

6 質問の受付

当該提案募集の仕様等に関する質問は、質問書に内容を簡潔にまとめ次により提出すること。

- (1)提出期限 令和5年3月14日(火曜日)正午
- (2)提出場所 佐賀県こども未来課 子育てし大県推進担当
- (3)提出書類 質問書(様式1)
- (4)提出方法 電子メール、ファックス、郵送、持参(期限内必着)
※電子メール及びファックスでの提出は、送信後に着信確認の電話をすること
- (5)回答 原則、選定会参加者全員に質問と回答内容を共有する。ただし、質問内容が提案予定の企画に密接に関係するものは、共有しない場合もある。

7 参加資格の確認

選定会に参加を希望する者は、参加資格確認申請書に関係資料を添付のうえ、16に定める担当課に持参又は郵送し、参加資格の確認を受けること。

- (1)提出期限 令和5年3月14日(火曜日)正午
- (2)提出場所 佐賀県こども未来課 子育てし大県推進担当
- (3)提出書類 選定会参加資格確認申請書(様式2)、営業(団体)概要書(様式3)、
- (4)提出方法 持参又は郵送(期限内必着)
注)郵送、宅配の場合は配達事故を防ぐため、配達記録が残る方法とすること。

※虚偽の掲載をした参加資格確認申請書等は無効とする。また、参加要件を満たさない者又は選定までの間に、参加要件を満たさなくなった者が提出した参加資格確認申請書等は無効とする。

※提出書類により参加資格要件の適否を確認し、令和5年3月 15 日(水曜日)までにその結果を通知する。

8 企画提案書の提出

(1) 提出期限 令和5年3月 20 日(月曜日)正午

(2) 提出場所 佐賀県こども未来課 子育てし大県推進担当

(3) 提出を求める書類

ア 「さが子育てエール便」ギフト商品提案書 各7部 (様式5)

イ 見積書 各7部(様式任意、原本1部、コピー6部)

※見積書に記載する金額は、1商品あたりの商品単価(消費税及び地方消費税額を含む金額)とし、積算内訳を明記すること

ウ ギフトのサンプル(類似品可) 1個

※サンプルは返却しないことに留意すること。

エ カタログや仕様等(任意)

(4) 提出方法

持参又は書留郵便や宅配便など受領確認ができる手段により送付し、上記の締切時刻までに必着のこと。

9 選定会(プレゼンテーション)

(1) 日程 令和5年3月 22 日(水曜日)午前中(予定)

※選定会の時間帯は、参加者へ個別に通知する。

(2) 場所 佐賀県庁 健康福祉部部内2号会議室(旧館3階北側) (予定)

10 優れた提案の決定

選定会において、合計点の高いもの数点を優秀提案とし、内部手続きを経て、商品の特性等を考慮し、(令和5年3月末までに)決定する。

11 契約に関する事項

(1) 契約保証金

佐賀県財務規則第 115 条第3項第3号の規定により免除する。

(2) 選定会において優秀な提案を行った者を、本物品売買契約候補者とする。

ただし、次のいずれかの事由により契約が締結できない場合には、次順位者を契約候補者とする。

ア 契約候補者の参加資格確認申請書等が無効となったとき

イ 契約候補者が本業務の契約締結を辞退したとき

ウ その他の事由により契約候補者との契約締結が不可能となったとき

12 失格要件

次のいずれかに該当する場合の提案は無効とする。

- (1)参加する資格のない者が行った場合
- (2)選定会手続について不正行為を行なった場合
- (3)見積書の金額及び氏名について誤脱又は判読不可能なものを提出した場合
- (4)代理人でその資格のない場合
- (5)提案書の重要事項が適切に記述されていない場合
- (6)虚偽記載、その他不正な行為があったと認められる場合
- (7)前各号に掲げるもののほか、競争の条件に違反した場合

13 選定会手続の中止

次の各号のいずれかに該当する場合は、本件選定会手続を中止する。この場合の損害は参加者の負担とする。

- (1)参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、本手続を公正に執行することができないと認められるとき。
- (2)天災その他やむを得ない理由により、本手続を行なうことができないとき

14 参加者に求められる義務

参加者は、提出した関係資料等について説明を求められた場合は、これに応じなければならない。なお、提出された資料については、当該業務に関する目的以外には使用しない。

15 その他

- (1)公正な審査を妨害する恐れのある、あらゆる行為を禁止する。
- (2)1事業者が複数商品の提案を行うことを妨げないものとする。この場合、8(3)に定める提出資料は提案ごとに提出する必要があること。
- (3)提案書の提出後の書き換え、差し替え等は認めないものとする。ただし、誤字等の軽微なものは除く。
- (4)選定会に係る経費はすべて参加事業者の負担とする。
提出された書類等は返却しない。
- (5)企画に際しては、採択されないことがある点に十分留意し、関係者とトラブルが無いようにすること。
- (6)個人情報の取り扱いについては、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び佐賀県個人情報保護条例(平成13年佐賀県条例第37号)に基づき、適切に管理すること。
- (7)企画提案用に佐賀県から提供されたデータ等は、佐賀県の許可なく当該作業以外の目的で使用してはならない。

- (8)当該選定会への参加資格確認申請書を提出した後に辞退する場合は、速やかに16の問い合わせ先まで連絡するとともに、辞退届(様式4)を提出すること。
- (9)本選定会は、令和5年2月佐賀県定例県議会において、本業務に係る予算の議決が得られなかった場合は、中止する。中止する場合は、県ホームページで公表する。

16 書類等提出先及び問い合わせ先

佐賀県男女参画・こども局 こども未来課 子育てし大県推進担当
〒840-8570 佐賀県佐賀市城内一丁目 1-59(佐賀県庁旧館3階)
電話:0952-25-7381 FAX:0952-25-7339
メール:kodomomirai@pref.saga.lg.jp